


 公益社団法人福岡中部法人会

法人会ニュース



●今月の便に同封している書類（ご案内等）

- ◆「リスクマネジメントセミナー」のご案内
- ◆「経営者大型総合保障制度創設50周年キャンペーン」のお知らせ

●本部等の行事

月	日	曜	内容		
5	18	火	パソコン講座(ワード初級) 1/2回目	10:30 ~ 16:30	於: サンセルコビル7F
5	19	水	// 2/2回目	10:30 ~ 16:30	於: //
5	20	木	パソコン講座(エクセル初級) 1/2回目	10:30 ~ 16:30	於: サンセルコビル7F
5	21	金	// 2/2回目	10:30 ~ 16:30	於: //
6	8	火	第10回通常総会	15:00 ~ 16:50	於: ソラリア西鉄ホテル
6	8	火	講演会	17:00 ~ 18:30	於: //

●支部の行事

特にありません

●青年部会の行事

月	日	曜	内容		
5	12	水	役員会	11:00 ~ 12:00	於: 事務局会議室

●女性部会の行事

月	日	曜	内容		
5	21	金	第10回定時総会	11:00 ~ 14:00	於: ソラリア西鉄ホテル

(I) 税務カレンダー

- 5月10日 ●源泉所得税の納付
- 5月17日 ●特別農業所得者の承認申請
- 5月31日 ●個人の公共法人等の道府県民税及び市町村民税の特別徴収税額の通知
 - 3月決算法人の確定申告
 - 9月決算の法人の中間申告、消費税・地方消費税の中間申告
 - 確定申告税額の延納届出に係る延納税額の納付

(II) 知らないと損する税情報

役員退職金（役員退職給与）

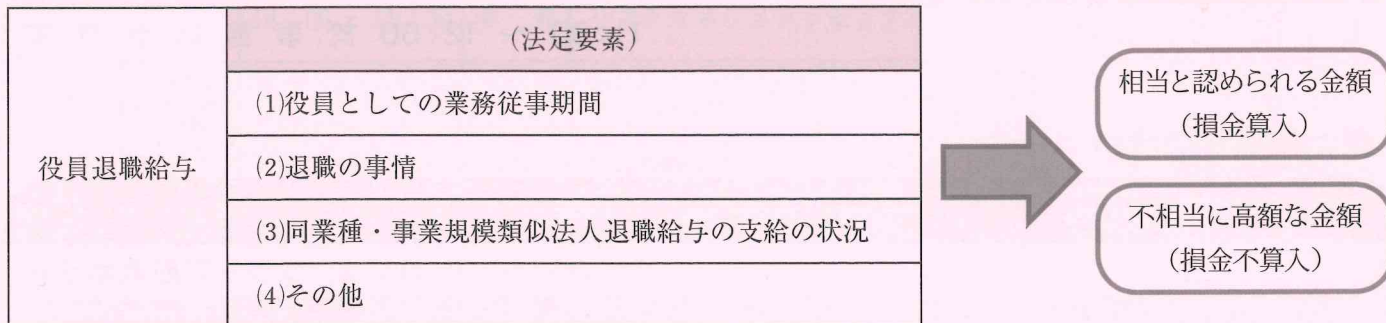
税理士 堤 一 博

ご承知のとおり、退職金（退職給与）は、原則的には、法人税法上、損金処理することができます。

従業員（使用人）退職金（退職給与）の場合は、その支給を受ける方が役員の親族等でない限り、その額が問題とされることはありません。というのも、就業規則等に基づき支給されるもので、後払いの勤労の対価であると認識されているからです。

一方、役員退職金（役員退職給与）は、「当該役員はその内国法人の業務に従事した期間、その退職の事情、その内国法人と同種の事業を営む法人でその事業規模が類似するものの役員に対する退職給与の支給の状況等に照らし、その退職した役員に対する退職給与として相当であると認められる金額」が、損金算入できるとされています（法人税法施行令第70条第2号）。

つまり、下図のように、支給する役員退職金（役員退職給与）を4つの法定要素のフィルターを通して、相当額は損金算入とし、適正額を超える部分の金額は不相当に高額な金額として損金不算入としています。因みに、税務上の役員退職給与は、退職に起因して支給されるものですから、役員退職金と別途に退職功労金等を支給する場合には、この金額も含めて「役員退職給与」としてその適正額を判定します。



さて、問題となるのが、「役員退職給与として相当な額」の計算です。

$$\text{功績倍率法} = \text{最終月額報酬額} \times \text{勤続年数} \times \text{功績倍率}$$

このような算式をご承知の方も多いことと思います。

従前から役員退職給与の「役員退職給与として相当な額」算定によく用いられてきた算式で、「功績倍率法」と呼ばれるものです。

最終月額報酬額：50万円、勤続年数：35年、功績倍率：2.5と仮定して当てはめると、

$$\text{「役員退職給与として相当な額」} = 50\text{万円} \times 35\text{年} \times 2.5 = 43,750,000\text{円}$$

一旦は、このように計算されますが、この功績倍率の算定基礎が問題です。

課税当局は、総額に疑問を持った場合には、「同業種・事業規模類似法人退職給与の支給の状況」を所轄税務署の管内あるいは当該国税局管内の申告データから検討します。この功績倍率（平均功績倍率）が課税当局のデータよりも低ければOK、高ければどのくらいの乖離があるかによって調査に着手する等の措置を取ることが一般的に考えられます。

上記の算式は、平成29年度税制改正で法人税基本通達9-2-27の2に登場し、その（注）に「功績倍率法とは、役員退職の直前に支給した給与の額を基礎として、役員法人の業務に従事した期間及び役員の職責に応じた倍率を乗ずる方法により支給する金額が算定される方法をいう」との表現で、税務上、功績倍率法によって算定された役員退職給与の金額が過大でなければ、損金算入できるとしています。

しかしながら、「功績倍率（平均功績倍率）」は、不確定な要素で、しかも、課税当局側に極めて有利です。

これが、役員退職金（役員退職給与）について、過去、さまざまな税務争訟が頻発といっても言い過ぎではないくらいに提起されている大きな要因です。

納税者側でその「功績倍率（平均功績倍率）」の算定基礎を求めるとしても、利用可能な民間データでは課税当局が保有する申告データには質量ともに劣後していて、どうしても納税者不利となっています。

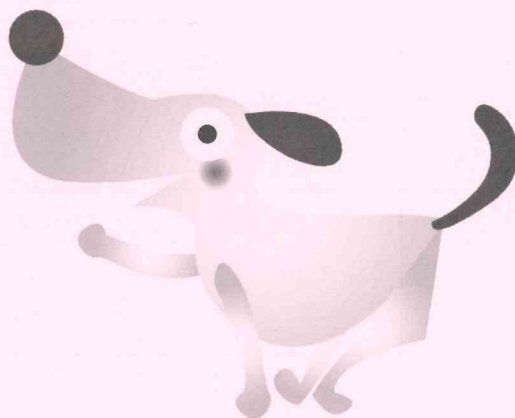
また、過去のいくつかの裁判例では、課税当局はその訴訟過程で比較する同業種・事業規模類似法人の功績倍率を差替えることも少なからず起こっていて、これを裁判所も基本的に容認しています。

このことも、納税者にとっては、税務リスクの負担となっています。

私見ですが、取えて具体的な数値を申し上げるとすれば、経験則等から、一代で個人事業を中堅企業にまで育て上げた創業者の代表取締役の退任にあたっては、2.0~3.0の範囲内のどこかに適正な功績倍率があるのではないかと感じています。多分に感覚的なものです。また、勤続年数は給与として、最終月額報酬額によっても、合計支給額は変動しますので、退職に至る事情や当該法人の特殊事情等の要素でプラス・マイナスしながら、実務的に対処しています。

現実的には、まずは、財務省や国税庁が公表している「法人企業統計年報特集」や「民間給与実態統計調査」、税務関係の雑誌、書籍といった資料等を用いることで、第一弾の基礎資料とし、自社の状況、例えば、長期的な繰越利益金の増加における当該役員の機能、従業員給与とその退職金の水準、企業の事業活動に寄与している特異な無形資産の形成への当該役員の貢献度、等々の特殊事情を蓄積して第二弾の補強資料を準備して、課税当局への説明資料群を作成しておく必要があると考えます。

企業の生産性の向上が企業の生き残りの急務であり、経営者の高齢化も進む中では、事業承継も活発化しています。このような経済環境下で、役員退職給与の件も避けては通れない大きな課題の一つです。事前準備が非常に重要であると認識しています。



福岡中部法人会 講習会・研修会等予定表

年	月	日(曜)	時間	主催	行事	会場	
2021	5	18(火)	10:30～16:30	本部	パソコン講座(ワード初級) 1/2回目	サンセルコビル7F	
		19(水)	10:30～16:30	本部	パソコン講座(ワード初級) 2/2回目	〃	
		20(木)	10:30～16:30	本部	パソコン講座(エクセル初級) 1/2回目	サンセルコビル7F	
		21(金)	10:30～16:30	本部	パソコン講座(エクセル初級) 2/2回目	〃	
	6	8(火)		15:00～16:50	本部	第10回通常総会	ソラリア西鉄ホテル
				17:00～18:30	本部	講演会(経営セミナー)	〃
		22(火)	13:00～14:00	本部	支部長等会議	福岡ガーデンパレス	
		23(水)	14:00～15:30	本部	リスクマネジメントセミナー	オンラインセミナー	
	7			本部	パソコン講座(中級)		
	8			本部	経営セミナー		
				本部	改正税法説明会		

※ 日時、会場等変更になる場合があります。(空白のところは未定です)

※ 各行事は、新型コロナウイルス感染症の関係で、中止若しくは延期する場合があります。